



広 報 資 料
第一管区海上保安本部

令和3年1月21日
午前10時00分発表

問い合わせ先
第一管区海上保安本部 警備救難部
刑事課長 佐藤 司 (内線3170)
TEL 0134 - 27 - 0118

令和2年の海上犯罪取締り状況について

令和2年の第一管区海上保安本部管内における海上犯罪の取締り状況について取りまとめたのでお知らせします。

第一管区海上保安本部では、悪質事犯を中心に海上犯罪取締りを実施した結果、組織的密漁事犯や海洋レジャーを隠れ蓑とした非漁民による水産動植物の不法採捕など、**529件の海上犯罪を送致**しました。

今後も海上犯罪の撲滅に向け、取締りを強化していくこととしています。

1 犯罪の傾向

送致した海上犯罪では、潜水器を使用した悪質な「なまこ」密漁や、海水浴等のマリンレジャーを隠れ蓑にした非漁業者が「うに」、「あわび」等の高級水産物を狙って不法採捕するなど、貴重な水産資源を枯渇させる虞があり地元漁業者等に大きな影響を与える漁業関係法令違反が、依然として大部分を占める状況にあります。

2 令和2年の主な摘発事例

◇ 潜水器密漁事犯の摘発

小樽・室蘭・留萌各海上保安部では、「なまこ」を狙った潜水器使用による密漁者ら3グループ28名を「漁業法違反等（無許可潜水器漁業）」で検挙しています。また、密漁者らの逃走の手助け、密漁物の買い受けに関与した関係者17名を検挙しております。

◇ 漁業者の摘発

函館海上保安部では令和2年7月に、漁業者による正規な漁業活動を隠れ蓑に無許可で「かに固定式刺し網漁業」を営んだ漁業者を検挙しております。

◇ 悪質レジャー密漁の摘発

マリンレジャーを隠れ蓑にした非漁民による悪質な密漁についても、令和2年5月、小樽海上保安部が「わかめ」、「いがい」を不法に採捕していた男性2名を、同年8月、函館海上保安部が「あわび」を不法に採捕していた女性1名を、同年10月には室蘭海上保安部が採捕の禁止された河川で「さけ」を不法に採捕した男性2名を逮捕する等、厳正に対処しております。

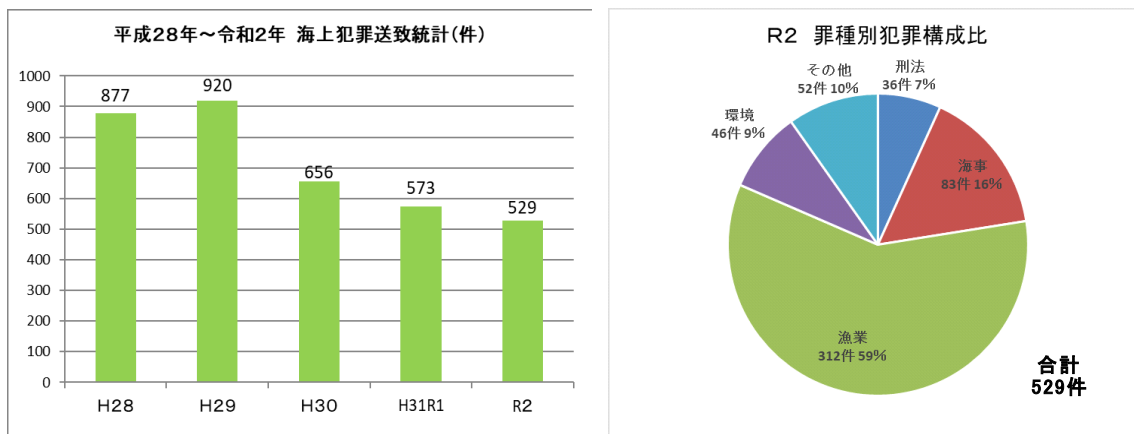
3 罪種別送致件数等

罪種別送致件数等については別紙のとおりです。

1 罪種別送致状況（別図1）

令和2年における海上犯罪の送致件数は、529件（前年573件）で44件の減少となっています。

罪種別犯罪構成比では、漁業関係法令違反が全体の約59%を占めているほか、海事関係法令違反が約16%、海上環境法令違反が約9%、刑法犯が約7%、その他法令違反が約10%となっております。



2 各罪種における送致件数

(1) 刑法犯の送致件数（別図2）

令和2年の刑法犯の送致件数は36件（前年28件）で、前年から8件の増加となりました。

罪状別では、船舶の衝突、乗揚げ等の船舶の往来を妨害した罪「業務上過失往来危険等」が17件（前年27件）と最も多く、この内7件において死傷者が発生しており、これらは、船舶運航や海上における作業中の不注意に起因するものであり、人命の損失、船舶への損害等の大事故につながるおそれが多大にあります。

また、その他では罰金以上の刑に当たる罪を犯した者を匿うことや逃走を手助けする罪「犯人蔵匿・隠避罪」が全てを占めており、悪質犯罪を助長することに繋がることから、今後も厳正に対応していくこととします。

◆漁船「第六十五慶栄丸」転覆死亡事件

根室海上保安部は令和元年9月17日、操業を終えて根室市花咲港向け航行中の漁船第六十五慶栄丸が納沙布岬沖合い約600キロメートル付近海域で転覆した事故に関して捜査を進めた結果、男性船長が当時の海上荒天下で安全且つ的確な操船を行わなかったことにより、同船を転覆させるとともに乗組員を行方不明とし、死亡させたとして、「業務上過失往来危険・業務上過失致死」の疑いで、令和2年8月12日に釧路地方検察庁へ書類送致しました。



(2) 海事関係法令の送致件数（別図3）

令和2年の海事関係法令違反の送致件数は83件（前年67件）で、前年から16件の増加となりました。

罪状別では、船舶検査不受検航行等の「船舶安全法、船舶安全法施行規則違反」が38件、漁船登録番号不表示、漁船登録票不備置等の「漁船法違反」が14件、無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が11件となっております。

次いで、船員雇入等にかかる手続き不履行等の「船員法違反」が6件、漁船の船名不標示等の「小型漁船の総トン数の測度に関する省令違反」が6件、小型船舶の不登録航行等の「小型船舶の登録等に関する法律違反」が3件となっております。海難に直結するおそれがある無検査、無資格運航等の違反に対しては、厳正な取り締まりを実施しているところです。

(3) 漁業関係法令の送致件数（別図4）

令和2年の漁業関係法令違反の送致件数は、312件（前年392件）で、前年から80件の減少となりました。

罪状別では、漁業権の侵害等の「漁業法違反」が158件、北海道が定める「うに、あわび」等の体長制限、採捕禁止期間等の規則に違反した採捕等の※「北海道海面漁業調整規則違反」が152件などとなっております。

毎年、組織的で悪質な密漁が後を絶たないところ、潜水器を使用して「なまこ」を採捕した3グループ28名を漁業法違反により検挙しております。

今後も引き続き、非漁民らによる密漁等については、沿岸線のパトロールを強化し、外国船舶による密漁等については、巡視船艇によるしょう戒及び水産庁等関係機関と連携のうえ、摘発に努めることとしております。

※本日現在、「北海道海面漁業調整規則」は廃止され、海面と内水面の道漁業調整規則が一本化された「北海道漁業調整規則」が制定されています。

◆ 潜水器による「なまこ」密漁容疑で被疑者を逮捕・送致

留萌海上保安部では、令和2年4月9日未明に苫前郡苫前町沖合で船外機付きゴムボート及び簡易潜水器を使用しての「なまこ」密漁に関与した11名を同年5月22日までに逮捕し、旭川地方検察庁に送致しました。



(4) 海上環境関係法令の送致件数（別図5）

令和2年の海上環境関係法令違反の送致件数は、46件（前年28件）で、前年から16件の増加となりました。

罪状別では、陸上からの廃棄物不法投棄又は焼却事犯である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が38件、次いで船舶からの油・ビルジ排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が8件となっております。

従前から多発している家庭ごみ等の海洋不法投棄事犯については、昨年より17件増加しており、海洋環境保全にかかる意識の欠如が窺えることから、今後も海洋環境を汚染する不法行為の摘発を推進し、海洋環境保全に努めることとします。

(5) その他法令の送致件数（別図1）

令和2年のその他法令違反の送致件数は、52件（前年58件）で、前年から6件の減少となりました。

罪状別では、密漁等の違法行為に使用するために正当な理由なく規定の長さを超える刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」が33件、漁船内に無線局を不法に開設した「電波法違反」が9件、遊漁船の標識の不掲示、営業所への利用者名簿不備置等の「遊漁船等の適正化に関する法律違反」が1件、遊泳が禁止となっている漁港内において無許可で遊泳した「北海道漁港管理条例違反」が8件、遊泳が禁止となっている港湾区域内において無許可で遊泳した「港湾管理条例違反」が1件となっております。

◆ 無線局集団不法開設事件

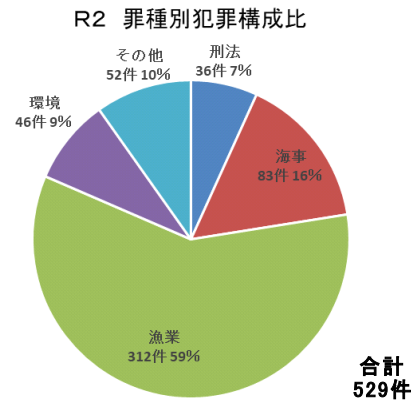
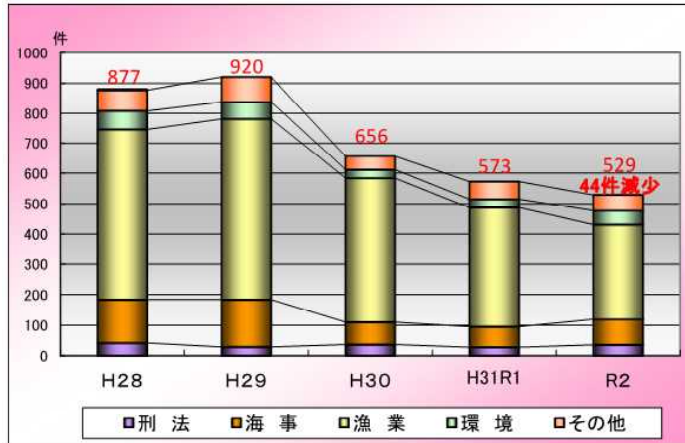
室蘭海上保安部は、令和2年10月7日及び8日の二日間、管内の港湾において、北海道総合通信局と共同で船舶に開設された不法無線局の取締りを実施し、男性3名を電波法違反の疑いで検挙しました。



別図1

過去5年罪種別送致状況

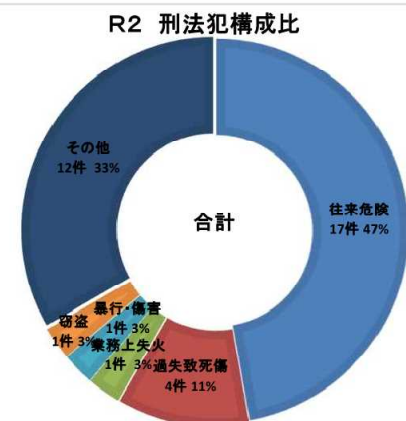
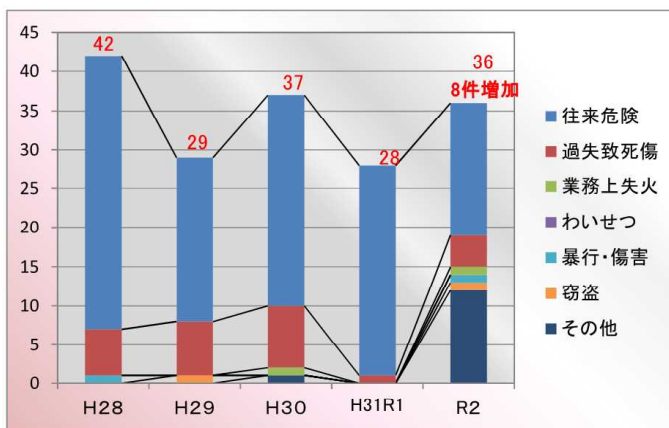
	刑法	海事	漁業	環境	その他	合計
H28	42	142	562	62	69	877
H29	29	155	597	57	82	920
H30	37	73	474	28	44	656
H31R1	28	67	392	28	58	573
R2	36	83	312	46	52	529



別図2

過去5年刑法犯内訳

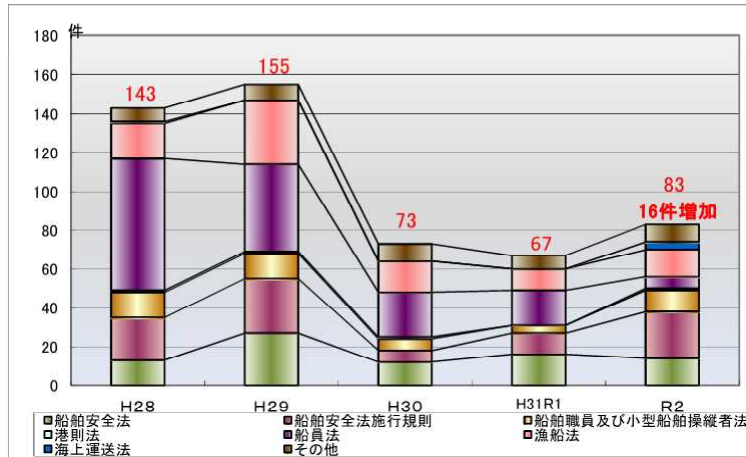
	往来危険	過失致死傷	業務上失火	わいせつ	暴行・傷害	窃盗	その他	合計
H28	35	6	0	0	1	0	0	42
H29	21	7	0	0	0	1	0	29
H30	27	8	1	0	0	0	1	37
H31R1	27	1	0	0	0	0	0	28
R2	17	4	1	0	1	1	12	36



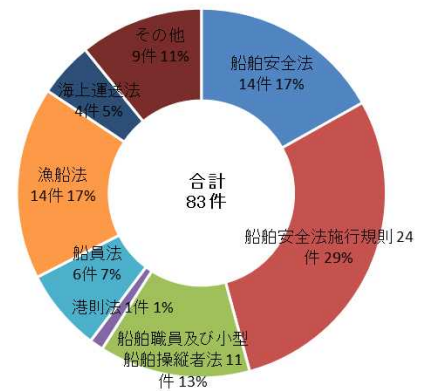
別図3

過去5年海事関係法令違反内訳

	船舶安全法	船舶安全法施行規則	船舶職員及び小型船舶操縦者法	港則法	船員法	漁船法	海上運送法	その他	合計
H28	13	22	13	1	68	18	1	7	143
H29	27	28	13	1	45	33	0	8	155
H30	12	6	6	1	23	16	0	9	73
H31R1	16	11	4	0	18	11	0	7	67
R2	14	24	11	1	6	14	4	9	83



R2 海事関係法令構成比



別図4

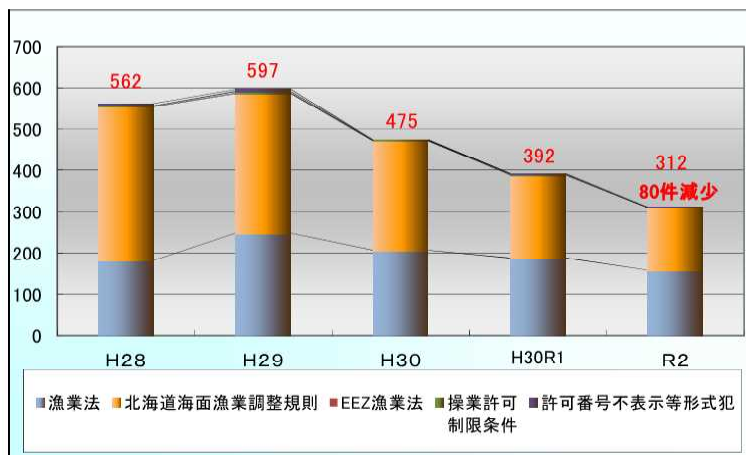
過去5年漁業関係法令違反内訳

	漁業法	北海道海面漁業調整規則	EEZ漁業法	操業許可制限条件	許可番号不表示等	合計
H28	182	372	2	1	5	562
H29	248	338	2	4	5	597
H30	207	265	1	1	0	474
H30R1	188	201	0	2	1	392
R2	158	152	0	0	2	312

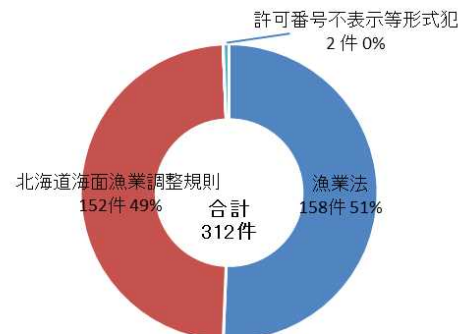
漁業法:「水産資源保護法・特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」含む

北海道海面漁業調整規則:「内水面調整規則」含む

EEZ漁業法:「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」



R2 漁業関係法令構成比

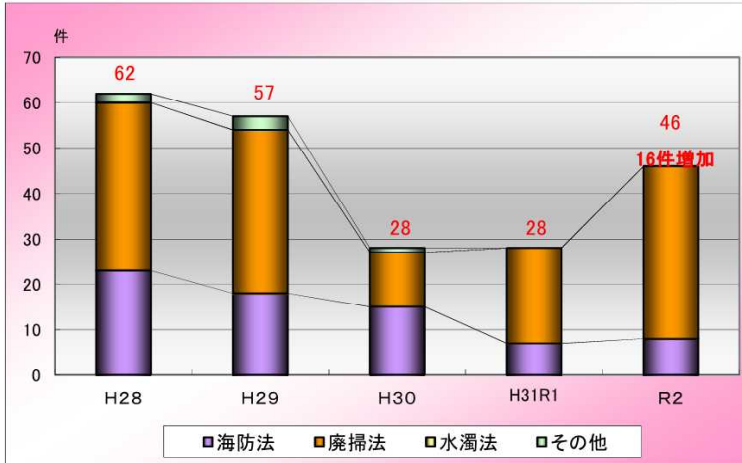


別図5

過去5年海上環境関係法令違反内訳

	海防法	廃掃法	水濁法	その他	合計
H28	23	37	0	2	62
H29	18	36	0	3	57
H30	15	12	0	1	28
H31R1	7	21	0	0	28
R2	8	38	0	0	46

※海防法:「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」
 廃掃法:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 水濁法:「水質汚濁防止法」



R2 環境環境法令構成比

